## 離職退去者の利用可能な住戸一覧(27年3月31日現在)

都道府県名	事業主体名	住宅(団地)名	所在地	区分	入居可能戸数	間取り	使用料(家賃)	入居要件	その他(使用期限等)
鳥取県	鳥取県	末恒団地	鳥取県鳥取市美萩野一丁目	1	0	JUK	6.600円~ 7.900円 (ルームシェ アを了承した 者にあって は、上記額の 半額)	1 解雇等による離職に伴い住居喪失状態 となった離職者(県内に住所を有する者又 は県内の事実所に勤務する(又は動務して に力者に限る。)で、次の(1)~(6)のいず れにも該当する者 (1)申込日時点の雇用状況が次のア~ウ のいずれかに該当する方。 イ 離職後雇用期間30日未満の非正規 雇用に従事している者 ウ 申込日から1ヶ月以内にイの離職理 由によって離職することが、決定している 在職者 (2)離職理由が次のア~ウのいずれかに 該当する方 ア 解雇 イ 雇用契約期間満了による雇い止め ウ 自己都合 (3) 離職時期 不間(ただし、就労経験があること) (4) 喪失する住居が次のア~エのいずれかに該当する方 ア 事業主が管理し労働者に対して貸与 する社宅・社員奈 ・ 財に付帯した住込み先 ウ 労働者自身が借り受ける賃貸住宅 エ 頭に居住する住宅のない者 で 労働者自身が借り受ける賃貸住宅 エ 15) 常時雇用の意欲が認められ、常用就 職に向けた就職活動を行うこと。 (6) 雇用保険の受給が、次のア~ウのいずれかに該当する方 ア 失業給付金の受給対象とならない者 イ 既に失業給付金の受給対象とならない者 イ 既に失業給付金の受給対象とならない者 イ 氏に失業給付金の受給対象とならない者 イ 氏に失業給付金の受給対象とならない者 ア 失業給付金の受給対象とならない者 ア 失業給付金の受給対象とならない者 ア 失業給付金の受給対象とならない者 ア 失業給付金の受給対象とない者 ア 失業給付金の受給対象とならない者 ア 失業給付金の受給対象とない者 ア 失業給付金の受給対象とないをない。 ラ ア 手集計を第20年3年3年3年4年4倍公社 中部事務所 倉吉市上井町1丁目138 牧本ビル1階 電話 0859-32-98-5000 西部地域 一方の第20年3年3年4年4倍公社 西部事務所 倉吉市上井町1丁目160 西部総合事務所新館 受給見込みの者で、受給(見込み)額が30 2階 電話 0859-32-9211	
		ひばりが丘団地	鳥取県鳥取市浜坂四丁目5	1	0				電話 0857-26-7411 ・東部地域 東部生活環境事務所 建築住宅課 馬取市立川町671目176 電話 0857-20-3632 ・中部地域 ・中部総合事務所 生活環境局 建築住宅課 倉吉市東巌城町2
		和田団地	鳥取県倉吉市馬場町102-4	1	2				
		永江団地	鳥取県米子市永江240	1	0				
	鳥取市	德吉団地	鳥取市徳吉272-1	1	1	3DK	5, 400~ 7, 800	次の要件をすべて備えている方 (1)申込日時点の雇用状況が次のア、イ (0)申込日時点の雇用状況が次のア、イ のいずれかに該当する方。ただし、申請 日から1年以内。 イ・申込日から1ヶ月以内に「解雇」、「雇 開契約期間満了による雇い止め」により離 職することが決定している在職者 (2)離職理由が次のア、イのいずれかに該 当する方 ア・解雇 (3)惠失する在展が次のアやつのいずれ かに該当する方 ア・解集に付帯した住込み先 で、1、職場に付帯した住込み先 で、1、機関の運動が借り受ける賃貸住宅 (4)雇用の憲敵が認められ、就職に向けた (5)雇用保険の受給についてア〜ウのいずれかに該当する方 ア・集終付金の受給が認められ、就職に向けた が、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	
	境港市	一般募集と同じ	一般募集と同じ	1	一般募集と同じ			解雇等により住居の退去を余儀なくされる 決職者の方(単身者)の境港市営住宅への 人居要件は次の(1)~(6)のいずれにも該 当する方です。 (1)申込日時点の雇用状況(ア)~(ウ)の いずれかに該当する方 (ア)既に失業状態にある方 (イ)離職理期間30日未満の非正規雇 用に従事 (ウ)申込日から1ヶ月以内に、(2)の在職 理由によって離職することが決定 している在職者 (2)離職理由(ア)、(イ)のいずれかに該当 する方 (ア)解雇(自責によらない解雇であること) (イ)雇用契約満了による雇い止め 申し込みの1年以内であること (4)喪失等に係る住居(ア)~(ウ)のいず れかに該当する方 (7)解するが管理し労働者に対して貸与 する社宅・社員奈 (イ)現場に付帯した住込先 (ウ)労働者自身が借り受ける賃貸住宅	原則として1年以内(やむを得ないと認められる場合は、6ヶ月に限り延長) 問合せ先 都市整備課公営住宅係電話 0859-47-1059
	小計				3				